

(指摘及び改善要望)

監査報告書 68 頁

3 補助金等の交付

(2) 交付根拠

地方自治法第232条の2「その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」及び取扱要項を根拠とし、補助金等の取扱いに関する規則(以下「補助金取扱規則」という。)の定める手続によって交付金が交付されています。

なお、取扱要項には、交付金を交付することに対する公益性の記載がありません。

(講じた措置)

「消防団運営交付金」取扱要項の見直しを図り、取扱要項の目的の文中に、「消防団運営交付金(以下「交付金」という。)を交付することにより、市民の安全を守る消防団の活動をより円滑に運営させることを目的とし、その取扱いについて、必要な事項を定める。」という、交付による公益性を表す文言を明記しました。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 68 頁

3 補助金等の交付

(3) 交付対象事業と交付基準

取扱要項には、交付金の算定基準についての定めは無く、交付決定の決裁により交付額が決定されています。

(講じた措置)

取扱要項の中で、支出対象事業の見直しと各交付金の額を記載した、算定基準の条を設け、その交付金額を明記しました。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 69 頁

3 補助金等の交付

(4) 補助金等の交付手続

なお、補助金取扱規則では、補助金等の申請があったときは、当該申請に係る審査をするとともに、必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の適否を決定していますが、交付決定の決裁において、審査の内容や、その結果についての記述が見られません。

今後、交付決定の決裁に、当該申請に係る書類の審査及び現地調査等の状況について記述することにより、交付決定の経過を明確にしてください。

(講じた措置)

補助金取扱規則に基づき、交付決定の決裁に当該申請に係る書類の審査等について記述し、交付決定の経過を明確にします。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 69 頁

3 補助金等の交付

(4) 補助金等の交付手続

補助金等の交付にあたっては、取扱要項は補助金交付の根拠となるものであることから、補助金取扱規則に沿って、取扱要項の全般的な整備を行ってください。

(講じた措置)

補助金取扱規則に沿って、取扱要項の改正を行いました。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 69 頁

4 補助金等の経理

各分団における会計処理は、分団ごとに会計担当者(主・副)2人が選任されており、その会計担当者により、分団長の検印を受け、入出金等の処理が行われていますが、一部の分団において、分団長が会計担当者を兼ねている状況が見られました。

(講じた措置)

分団会計担当者について、分団長が兼ねている分団(浜脇分団・小曾根分団・下山口分団)に対し、平成20年度から、分団長とは、別の会計担当者を選任するよう指示し、変更しております。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 69 頁

4 補助金等の経理

分団における会計処理の統一を図るため、「分団会計のしおり(分団会計取扱要領、分団会計金銭出納簿記入要領)」が作成されており、おおむね適切に会計処理が行われています。

なお、一部で処理方法・収支科目の統一が図られていないもの、領収書の記載内容が不明確なものが見られました。また、分団長会視察研修などでの、個人負担分と公費負担分の負担区分のあり方については、検討が必要と思われます。

今後とも、適切な会計処理に努めてください。

(講じた措置)

平成20年度からは、各分団における交付金は、消防自動車の整備(オイル・ワックス、グリス、スプレー等)清掃用品(ウエス・タオル等)の購入としての消防団車両整備管理費と車庫の維持管理(蛍光灯、修理材料等)としての消防団車庫維持管理費とし、分団長会視察研修への公費負担もなくなりました。

また、領収書の記載内容を明確にし、適切な会計処理に努めてまいります。

5 消防団員の確保

消防団では、消防職・団員のOB等による、特定の活動・役割に参加する、機能別消防団員制度の採用を検討しています。

国民保護法の規定を受けて19年4月に作成された「西宮市国民保護計画」の中にも、消防団の役割が設定されており、消防団の役割は、より重要となってきています。

今後とも、年齢などの制限を緩和することにより、幅広い層の住民が入団できる環境整備について、より有効な方策の検討を進め、消防団員の確保に努めてください。

(講じた措置)

消防団員の確保については、大規模災害時に住民避難誘導や災害活動の支援等に活動を特定し、消防職・団員OBから構成された機能別消防団員21名の任命を行うなど、今後も団員確保に努めてまいります。

また、引き続き、多くの地域住民が参加できる消防団を目指して、今後とも、ホームページ、パンフレットの配布、各分団長を通じたの団員募集を進め、人員確保に努めてまいります。